

令和8年度 水産庁で行う漁港漁場整備事業（直轄） に関する試行等の実施方針

令和8年4月

水産庁 漁港漁場整備部
事業課

令和8年度の実施方針と対象工事

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

① 施工時期等の平準化に向けた取組

「任意着手制度」の試行 ※ 継続

対象工事 : 一部の陸上工事（ブロック等製作），一部の海上工事

② 現場における休日確保に向けた取組

水産庁直轄工事の休日確保方針（試行） ※ 内容改定

対象工事 : 全工事

「工程提示型」の試行 ※ 継続

対象工事 : 全工事

「荒天リスク精算型」の試行 ※ 継続

対象工事 : 作業船を使用した海上工事

作業船使用工種の積算に関する当面の措置（試行） ※ 継続

対象工事 : 作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提として制定されている基準を適用して積算する工事

③ 生産性向上に向けた取組

「工事書類簡素化」の試行 ※ 継続

対象工事 : 全工事

「検査書類限定型試行工事」の試行 ※ 継続

対象工事 : Aランク発注工事（WTO工事含む，一部例外あり）

「漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場」の試行 ※ 継続

対象工事 : 原則として陸上工事（通信環境が確保出来る場合は海上工事も対象）

2. 現場における熱中症対策に資する取組

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行（事前計上） ※ 継続

対象工事 : 全工事（但し、工期が夏期間（5月～10月）にかかるもの）

3. 円滑な工事実施及び適切な設計変更に向けた取組

「施工条件等確認調整会議」の試行 ※ 継続

対象工事 : 全工事

目 次

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

① 施工時期等の平準化に向けた取組 P. 3
「任意着手制度」の試行

② 現場における休日確保に向けた取組 P. 4
水産庁直轄工事の休日確保方針（試行）
「工程提示型」の試行
「荒天リスク精算型」の試行
作業船使用工種の積算に関する当面の措置（試行）

③ 生産性向上に向けた取組 P. 8
「工事書類簡素化」の試行
「検査書類限定型試行工事」の試行
「漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場」の試行

2. 現場における熱中症対策に資する取組 P. 10
熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

3. 円滑な工事実施及び適切な設計変更に向けた取組 . . P. 11
「施工条件等確認調整会議」の試行

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

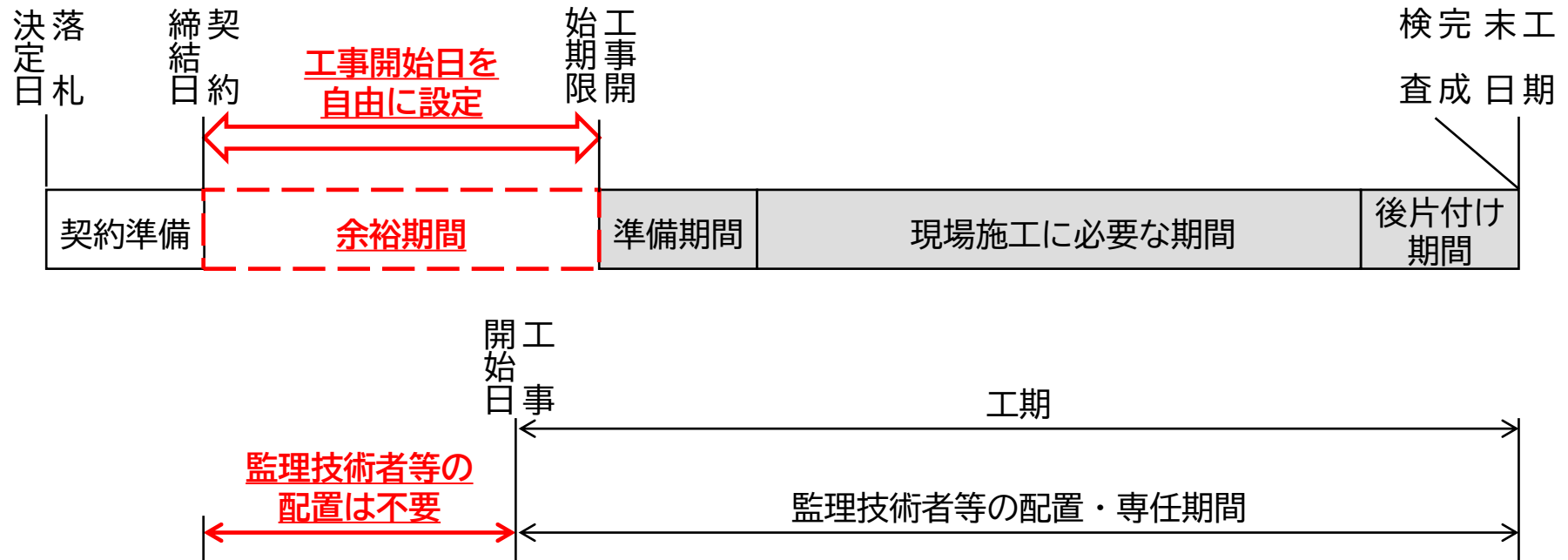
① 施工時期等の平準化に向けた取組

「任意着手制度」の試行

適切な工期の設定、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間(※)を設定し、施工時期等の平準化を図る。

- ・発注者が余裕期間を設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事開始日を決め、工事開始日から工期末日までに完成させる。
- ・余裕期間は、建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。
- ・余裕期間は、監理技術者等の配置は不要とし、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等を行ってはならない。

※ 余裕期間 : 契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。



1. 建設業の働き方改革に向けた取組

②現場における休日確保に向けた取組

水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）

1. 概要

契約後に休日確保計画（4週8休）の提出を求め、計画どおりに施工されることを前提に予定価格算定において労務費等の補正分を乗じることとし、受注者が労働者等の休日確保に取り組む。

【休日取得タイプ】

- ① 4週8休 … 土日・祝日などの休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事をした場合でも、4週間以内にトータル8日間以上の休日を設定し閉所する。

2. 予定価格の設定（4週8休以上）

予定価格においては、労務費等に以下の補正係数を乗じた補正を行うこととし、契約図書にも明記。

- ・ 共通仮設費率 : 1.02
- ・ 現場管理費率 : 1.03

※ 設計図書に明記

3. 履行義務

- 休日確保計画を履行できない場合は、請負工事成績評定点について3点減点する。
- また、請負代金額のうち労務費等の補正分を減額して契約変更を行う。
※ 設計図書に明記

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

②現場における休日確保に向けた取組

「工程提示型」の試行

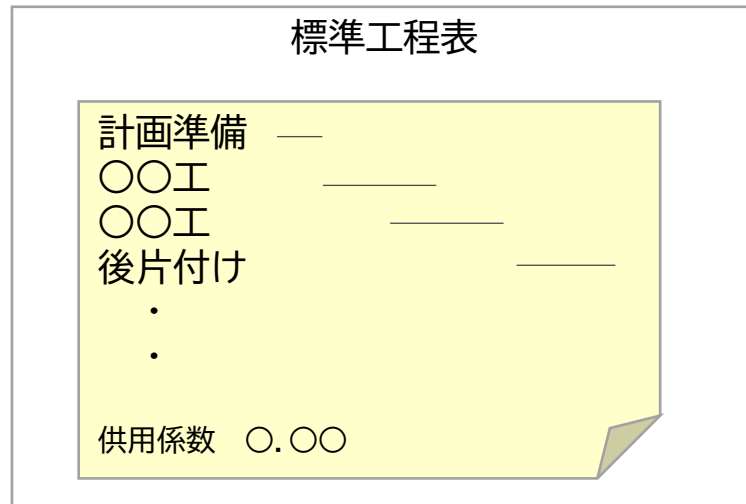
1. 概要

「新・担い手三法」では、発注者の責務として適切な工期を設定する事が規定されていることから、契約後、施工会議等において、発注者が想定している工程表を提示し、受発注者間の確認・調整の機会を設けることで、適切な休日確保を促す取り組み。

2. 内容

- 契約後、施工会議等において発注者が想定する工程の提示を行う。（海上工事は供用係数も提示）
- 提示する工程表は、全体工期を、計画準備、各工種及び後片付け等について、バーチャートで示す。
- 受発注者間の確認・調整により、休日確保が可能となる適正な工期を確保する。

（イメージ）



提示

施工条件等確認調整会議
（発注者、元受け）

3者会議（発注者、元受け、設計者）

3者連絡会（発注者、元受け、下受け）

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

②現場における休日確保に向けた取組

「荒天リスク精算型」の試行

1. 概要

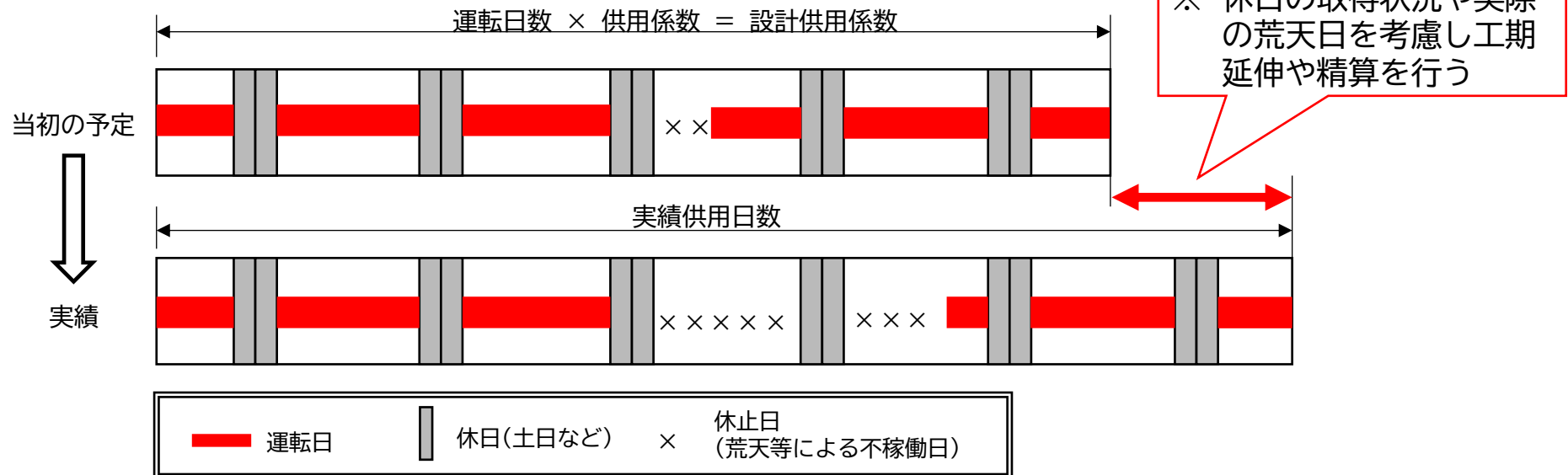
発注者が荒天リスクの精算と工程変更に対応することで、無理な工期短縮に走ることを抑制し、適切な休日確保を促す取り組み。

具体的には、作業船を使用する海上工事を対象として、施工実績（運転日数・休止日数）により実績供用係数を算出し、それが当初設計の供用係数との乖離が見られる場合、工期末までに実績供用係数を用いて契約変更を行う。また、必要に応じて工期延伸も行う。

2. 対象工事

作業船を使用した海上工事を対象として、積極的に実施。

（イメージ）



1. 建設業の働き方改革に向けた取組

②現場における休日確保に向けた取組

作業船使用工種の積算に関する当面の措置（試行）

1. 概要

現行基準において、グラブ浚渫船等を用いる工事では、これまでの現場実態を踏まえ作業船乗組員の時間外労働を前提として基準が制定されているが、従来、これらの積算基準を適用して積算することとしていた工事の積算を行う際には、適正な就業時間を反映させた『見積』により計上することとする。

なお、本試行は、漁港漁場関係工事積算基準における該当する工種及び船種に関する箇所が改定されるまでの間、試行する。

2. 対象工事

対象工事は、現行の漁港漁場関係工事積算基準において、下表に示す作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提として制定されている基準を適用して積算する工事。

〔別紙〕試行の対象工種及び対象船種

＜別表－１＞ 対象工種
作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提とされている工種

章	節	工 種
第3章	1 節 浚渫・土捨て	3. グラブ浚渫工 4. 硬土盤浚渫工 5. 岩盤浚渫工 7. 土運船運搬工 8. 揚上土捨て 8-1 バージアンローダ揚上 8-2 空気圧送揚上 参考資料 1 バックホウ浚渫工 参考資料 2 バックホウ浚渫土運搬 参考資料 3 リクレーマ揚土 参考資料 4 バックホウ揚土
	2 節 海上地盤改良工	2. 床掘工 2-2 グラブ床掘 2-3 硬土盤床掘 2-4 砕岩床掘 4. 土運船運搬工 5. 揚上土捨て工 8. 締固工 9. 固化工
	3 節 基礎工	参考資料 1 機械均し
	4 節 本体工	4. 1 ケーソン式 4. 中詰工
	9 節 裏込・裏埋工	2. 裏込工
	10 節 埋立工	2. 埋立工 2-2 グラブ土取 2-3 ガット土取 4. 土運船運搬工 5. 揚上埋立工
第5章	5 節 安全費	3. 安全対策

＜別表－２＞ 対象船種
作業船乗組員等の就業時間が時間外労働を前提とされている船種

作業船名	現行基準		適用工種		備考
	運転時間	就業時間	章	節	
グラブ浚渫船	8.0	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て 2-2 グラブ土取 2-3 硬土盤土取 2-4 砕岩土取 3 節 埋立工 2-2 グラブ土取	
バックホウ浚渫船	8.0	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て	参考資料 1 バックホウ浚渫工
バージアンローダ船	作業能力により決定 (最大8.0)	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て 3 節 埋立工	8. 揚上土捨て 5. 揚上埋立工
空気圧送船	作業能力により決定 (最大8.0)	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て 3 節 埋立工	8. 揚上土捨て 5. 揚上埋立工
揚土船 (リクレーマ船)	作業能力により決定 (最大8.0)	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て	参考資料 3 リクレーマ揚土
土運船	—	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て	7. 土運船運搬工 参考資料 2 バックホウ浚渫土運搬
サンドコンパクション船	8.0	10.0	第3章	2 節 海上地盤改良工 8. 締固工 4. 中詰工 4. 1 ケーソン式 参考資料 3 中詰工投入 5 節 裏込・裏埋工	
ガット船	8.0	10.0	第3章	2 節 埋立工 2. 埋立工 2-2 ガット土取 3 節 埋立土取 3-1 与付部土	
ガットバージ	—	10.0	第3章	2 節 海上地盤改良工	8. 締固工
砂貯蔵船	—	10.0	第3章	2 節 海上地盤改良工	8. 締固工

↓↓ 次頁へ続く ↓↓↓

↑↑↑ 前頁の続き ↓↓↓

作業船名	現行基準		適用工種		備考
	運転時間	就業時間	章	節	
砕石均し船	6.0	10.0	第3章	3 節 基礎工	参考資料 1 機械均し
引船	作業能力により決定 (最大8.0)	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て	7. 土運船運搬工 参考資料 2 バックホウ浚渫土運搬
押船	作業能力により決定 (最大8.0)	10.0	第3章	1 節 浚渫・土捨て	7. 土運船運搬工 参考資料 2 バックホウ浚渫土運搬
安全監視船	—	10.0	第5章	5 節 安全費	3. 安全対策

以上

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

③生産性向上に向けた取組

「工事書類簡素化」の試行

継 続

- 工事書類について、提出対象書類の見直しや電子化など工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図る。
- 電子化した工事書類の提出については工事情報共有システム（ASP）を活用することで、迅速かつ正確な情報共有及び協議等の進行管理を行い、受発注者の業務効率化を図る。

「検査書類限定型試行工事」の試行

継 続

- 漁港漁場関係工事（海岸工事含む）の内、Aランク発注（WTO工事含む）を対象とする。ただし、低入札価格調査対象工事や、施工中に監督職員より文書等による改善指示が発出された工事は除く。
- 従来作成していた40種の検査書類を、①施工計画書、②施工体制台帳、③工事打合せ記録簿、④材料品質証明資料、⑤出来形管理図表、⑥品質管理図表、⑦工事写真の7種類に限定する。

1. 建設業の働き方改革に向けた取組

③生産性向上に向けた取組

「漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場」の試行

1. 目的

漁港・漁場工事の建設現場において「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理すること目的とする。

2. 対象工事

工事：原則として陸上工事を対象とする（通信環境が確保出来る場合は海上工事も対象とする）

3. 試行内容

「施行状況検査」、「材料検査」、「立会」についてWEB会議システム等を使用して遠隔臨場を行うもの。

- ① 監督職員が直接WEB会議システム等を利用しながら確認する。
- ② 発注者支援業務の現場技術員が確認する場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で記録し、工事情報共有システム（ASP）等で監督職員に提出する。

4. 費用計上

【受注者希望型の場合】

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用（WEBカメラ、WEBシステム等）については、技術管理費に含む。

【発注者指定型の場合】

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用（WEBカメラ、WEBシステム等）については、必要額を技術管理費に積み上げ計上する。なお、費用は当初計上しないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

2. 現場における熱中症対策に資する取組

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行（事前計上）

1. 概要

工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、予め発注時点で気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を計上する。

2. 対象工事・対象地域

工事： 主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は工期から当該期間を除く。
地域： 全ての地域

3. 補正方法

補正率（％）＝ 真夏日率(※) × 補正係数（1.2） (※)真夏日率＝ 工事期間の真夏日 ÷ 工期

- ・ 真夏日： 最寄りの気象庁の観測地点における直近過去3ヶ年の日最高気温が30度以上の、5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）。
対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1/2（小数3位四捨五入）を計上。
公告時点の開札日から25日間、工期末10日間は除く。
- ・ 工 期： 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の期間の合計。
公告時点の開札日から11日目を工期開始日とし、工期末日は特記仕様書による。なお、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
なお、工期の変更に基づく変更は変更工期に合わせて上記の発注時点の計上方法にて行う。
- ・ 注意点： 事前計上を実施した場合は、真夏日の実績に基づく精算変更は行わない。
検査時期の前倒しや工事製作期間の変更など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い工期及び真夏日の期間変更を行うことができるものとする。
施工時期、工事期間等による補正（寒冷地補正、緊急工事）との重複もあわせて補正率は2％を上限とする。
直近過去3ヶ年は、公告日の暦年前3ヶ年とする。

3. 円滑な工事实施及び適切な設計変更に向けた取組

「施工条件等確認調整会議」の試行

1. 目的

円滑な工事の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者双方の責任者も参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整及び決定等を行う場として開催。

2. 対象工事

工事：全工事

3. 開催時期

初回会議を受注者が設計図書の照査を完了した工事着手前に開催することを基本とし、2回目以降は必要に応じ、受注者または発注者いずれかからの要請により複数回開催することが出来る。

4. 会議のメンバー

【発注者】 整備課長（工事实施部署の管理職以上）、上席漁港漁場専門官、整備課整備班担当課長補佐（工事实施担当）、漁政課経理班担当課長補佐（契約担当）、工事監督職員
（※整備課長については代理出席も可能）

【受注者】 受注者の代表等（社長や会社役員等）、現場代理人、管理技術者、主任技術者
（※代表等については現場代理人による代行も可能）

5. 会議の内容

- ① 設計図書に明示された条件について確認・調整が必要な場合は発注者が説明・補足を行う。
- ② 工程提示の内容についての確認・調整を行い、その結果により工程変更の必要が生じた場合は受発注者間で調整を行う。
- ③ 受注者から施工計画等により施工計画の説明を行う。
- ④ 発注者から契約変更事務ガイドラインの内容を説明。設計変更自称が生じた場合は契約変更事務ガイドラインを活用しながら、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等について確認・調整を行う。